

# 令和2年度事業報告書

社会福祉法人 宏仁会  
理事長 吉田 基

## 1. 事業の概要

令和2年度我が国は、スポーツを通して世界の平和を希求する東京五輪・パラリンピックの開催年を迎えました。そして、この大会の観戦チケットの購入等に世の関心も高まっておりました。しかし、令和2年1月16日に我が国で最初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症の猛威は世界規模で日増しに深刻となりました。当法人におきましては、感染拡大を防止するため県からの面会自粛の通知を踏まえ、2月26日から一時的に面会を中止しました。小学校なども国からの休校要請を受け3月2日から休校措置が取られ、3月24日に東京五輪・パラリンピックの開催が翌年度に延期となるなど緊迫の度合いが増していきました。

令和2年度になっても新型コロナウイルス感染症の感染拡大は収まらず、4月7日に特措法に基づき、東京都等7都府県に緊急事態宣言が発出され、その後同宣言の区域変更、期間延長が行われ5月25日に一旦解除されました。令和3年1月7日に再び緊急事態宣言が発出され3月18日に同宣言は終了しました。この間、当法人におきましても、消毒やマスクの着装、面会の中止措置など感染予防の徹底に努めてまいりました。しかし、1月25日町外の病院を退院し短期入所した利用者1名に感染の疑いがあると当該病院から連絡を受け、利用日初日に即刻隔離対応の措置を行いました。1月29日に陽性と判断され、町内の病院に入院しました。入院までの間、隔離対応、清拭・消毒等感染予防対策に徹しました。その結果、苑内に感染拡大は起こらず収束いたしました。また、国や町から新型コロナウイルス感染症対策等に係る給付金が交付され、介護サービス提供等に有効活用いたしました。令和2年度も新型コロナウイルス感染症に翻弄された1年となり利用状況にも大きく影響しました。

また、8月27日には県の指導監査課の実地監査があり、指導事項はないとの評価をいただきました。今後も適正な事業運営に努めてまいりたいと存じます。

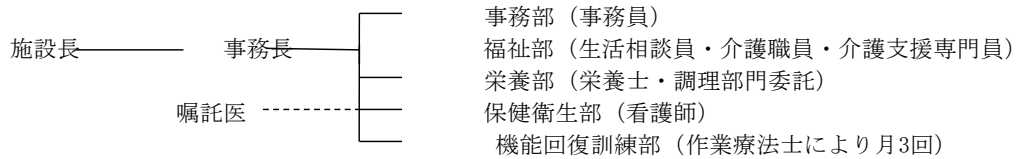
次に、各事業の利用状況につきましては、特養入所者数の一日当たりの平均は、従来型43.4人、ユニット型22.7人で利用率は82.63%で前年より7.08ポイント少なく、短期入所は、従来型19.58人、ユニット型空床2.56人で合計すると前年度より1.24人多く、通所介護は、一日当たり15.59人で、前年度より3.86人の減少となりました。通所介護の利用者数の減少の原因は、新型コロナウイルスの拡大により利用を見送る方が多かったことと感染予防のために1月31日から2月15日まで臨時休業の措置を講じたこと等によります。在宅介護は連絡調整や調査の増加により前年度より12.41%増となりました。居宅介護は前年度より6.13%減となりました。訪問介護は年度を通じて休止し、年度末をもって事業に幕を下ろしました。生計困難者に対する相談支援事業は経済的援助1件、就労支援0件で、今後も相談支援を通じて地域社会に貢献してまいります。

施設・設備面では、老朽化に伴う修理や更新が恒常的に必須となっております。本年度の主なものは、やすらぎ棟の外壁打診調査、従来建物の排煙窓修繕、エコキュートのリース機材引き取り、従来建物のエアコンコンプレッサー交換、自動ドア部品交換、自家発電機の充電器交換、デイ用カラオケ機器の新規リース契約、消防設備機器の更新、やすらぎ棟浄化槽修理、従来建物防火垂れ壁開閉器交換、厨房オープン修理、デイのオンライン用パソコン購入、防犯灯改修、従来建物引戸レール修繕、従来建物二階居室LED化、機械浴槽修繕、キャラバンのエンジン交換です。ひき続き、利用者の快適な生活環境保全のため施設・整備の点検、修理・更新を計画的に進めてまいります。

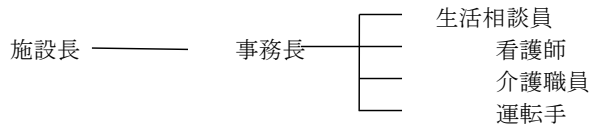
今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により家族の面会の制約やボランティアの受入れ自粛など、外部との交流に多大な影響がありました。しかし、ピンチをチャンスととらえ、職員が苑内行事を工夫して実施したり、行事食をさらに工夫したりするなどして利用者の皆様に少しでも季節感や生活刺激を感じていただけるよう努めてまいりました。今後も、目前の課題に積極的に向き合い、苑で一丸となって課題解決に取り組み、一層地域から信頼される法人となるよう努めてまいります。

## 2. 運営管理の概要

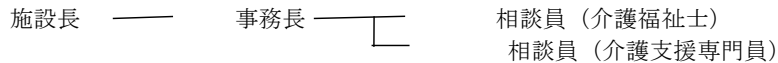
### (1) 介護老人福祉施設の組織



### (2) 通所介護事業の組織



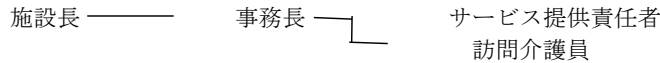
### (3) 在宅介護支援センターさくらぎ苑の組織 (小川町からの受託事業)



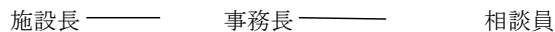
### (4) 居宅介護支援事業の組織



### (5) 訪問介護事業の組織



### (6) 生計困難者に対する相談支援事業の組織



### (7) 事業別職員数

令和3年3月31日

	施設長	副施設長	事務長	事務員	生活相談員	介護職員	看護師	栄養士	調理師	介護支援 専門員	医師	機能訓練 指導員	運転手	社会福祉士	管理者	サービス 提供責任者	訪問介護員	
介護老人福祉施設	基準	1		1	1	28	4	1		2	1	1						
	現員	①		①	③	1	43	8	1	2	1	②						
医師については週1回、丸数字は兼務（以下同じ）。																		
通所介護 (デイサービス)	基準	1			2	2	1					1	1					
	現員	①		①	①	2	8	4				①	3					
在宅 介護支援	基準	①								1								
	現員	①		①	①					①								
居宅 介護支援	基準									1					1			
	現員			①	①					②					1			
訪問介護	基準	①																
	現員																	
生計困難者 支援	基準	①																
	現員	①		①	①	①												

### 3. 処遇

利用者の処遇については、施設長を中心に介護支援専門員・生活相談員・介護職員・看護職員が協力して、利用者の基本的人権を尊重しつつそれぞれの状態に応じた適切な介護サービスを提供し、利用者が安心して生活を送れるようにしました。また、介護職員が専門性を発揮できるよう、シーツ交換や清掃作業等の周辺業務を専門に行う職員を採用し、介護の提供体制の整備を進めました。併せて毎月3回作業療法士に依頼してリハビリの実施、職員による季節に合わせた行事、ボランティアの受入による娯楽等様々な角度から利用者の日常の生活に対応いたしました。新型コロナウイルス感染症予防のため中止や縮小の措置を講じました。

### 4. 行事の実施状況 (略)

### 5. 健康管理

嘱託医・看護職員が連携して、利用者の状態を的確に把握し、発病等に際しては協力病院である瀬川病院へ受診、程度により入院、また緊急時には、小川赤十字病院等近隣の病院に搬送し協力いただき対応してまいりました。

また、口腔ケアは利用者の健康づくりに極めて重要なことから、協力歯科医院のいとう歯科クリニックに診察、ケアに関する指導を受け、日々の介護に生かしております。

昨年1月下旬ごろから世界中に拡散した新型コロナウイルス感染症は国内においても緊急事態宣言が発令されるほど重大事となりました。さくらぎ苑では感染予防のために面会を中止し、7月13日から7月31日、11月5日から11月22日の期間に予約による面会を実施しました。現在においても解決の見通しは立たず、手指の消毒、手すり等の消毒、マスク着用、検温など徹底した予防対策を継続しています。また、ノロウイルス及びインフルエンザの感染予防のため、例年通り来苑者・職員に対し手指の消毒、風邪気味の方にはマスクの装着を徹底してお願いいたしました。加えて床、手すり等の消毒清掃を毎日行い、衛生管理を徹底いたしました。さらに、乾燥する時期には加湿器により湿度管理を行いました。加湿器は毎日清掃し、レジオネラ菌等の汚染防止の徹底に努めました。

衛生委員会は月一回の定例で開催し、産業医の瀬川医師の指導をいただきながら職場及び職員の衛生管理、健康保持に努めております。この他、5月に職員全員の定期健康診断(瀬川病院)、11月には入所者および夜勤者の定期健康診断、入所者及び職員全員を対象にしたインフルエンザの予防接種を実施し、健康管理の徹底に努めました。

### 6. 利用者の食事

食事は1階、2階の2か所でフロア毎に行い、朝食7時30分、昼食正午、夕食18時と一般家庭と同じ時間帯に設定し、献立も家庭的でバラエティーに富むよう心掛け、特に季節ごとの行事や誕生日など様々な機会を捉えて食事に変化をもたせました。また、入所者個人々の健康状態、嗜好等に配慮した食事形態を採用し、食事に対し御満足いただけるよう努力してまいりました。さらに、昨年度利用者の食器を更新し、より楽しい雰囲気の中で食事をしていただけるよう工夫いたしました。

当苑の給食は業者に業務委託しておりますが、業者側の責任者と給食担当者、苑側は施設長、栄養士、各部署の責任者で意見を出し合う給食会議を毎月定例で開催しております。近隣からの入所者が多いことから、給食会議において地域独特の食材や献立、季節の旬の食材を使った献立等を多く取り入れるよう業者に要望し、入所者に喜んでいただける、よりよい食事の提供を目指してまいりました。(P10資料2参照)

### 7. 防災訓練

実施日	訓練内容	訓練の想定	協力事業者
10月16日	(夜間火災想定) 消火訓練 通報訓練 避難・誘導訓練	水消火器による初期消火訓練 警報装置の取扱説明・通報訓練 避難・誘導訓練	小川消防署
3月25日	(夜間火災想定) 消火訓練 通報訓練 避難・誘導訓練	警報装置の取扱説明・通報訓練 避難・誘導訓練	なし

上記のほか、非常災害時に施設と地域双方が協力し合える体制を整えるため、地元小川町飯田区と「災害協定」を締結し非常時に備えております。

## 8. 会議と研修

職員会議とリーダー会議は運営方針等の共通認識を持つことを目的に、各業務の業績報告、諸問題の協議等毎月1回行いました。このほか部署ごとのケア会議、入所者検討委員会、苦情相談委員会など必要に応じて適宜実施してまいりました。

職員研修においては、外部研修・職場内研修を以下のように実施し、職員の資質向上を目指し奮起を促しました。研修内容は、職員会議の機会等を活用して研修報告を行い、研修内容の共有を進めました。

### 外部研修

日 程	内 容	参 加 者
11月24日～12月8日	財務管理担当者研修（A） (県社協)	
11月19日	デイサービス部会研修 (県老施協)	
12月10日～12月24日	財務管理担当者研修（B） (県社協)	
12月4日	オンラインセミナー（管理者層向け） 《介護ロボットで課題解決！》 (埼玉県)	
1月25日	ハラスメント対策研修 (県社協)	
1月27日		
12月18日	緊急企画「コロナ発生した、その時」 (県老施協)	
12月4日	オンラインセミナー（実務者層向け） 《介護ロボットで課題解決！》 (埼玉県)	
3月15日～3月29日	認知症ケア研修（入門編） (県社協)	

### 職場内研修

日 程	内 容	参 加 者
4月15日	排泄介助について (介護職員合同研修)	特養介護職員
5月20日	虐待防止について(衝動のコントロール) (介護職員合同研修)	特養介護職員
6月17日	感染症対策について(新型コロナウイルス) (介護職員合同研修)	特養介護職員
7月15日	食事介助について(準備、基本姿勢等) (介護職員合同研修)	特養介護職員
8月19日	入浴時の事故について (介護職員合同研修)	特養介護職員
9月16日	褥瘡について 喀痰吸引について (介護職員合同研修)	特養介護職員
10月19日	身体的拘束について 高齢者虐待防止について (介護職員合同研修)	特養介護職員
11月18日	感染症対策について(嘔吐物の処理) (介護職員合同研修)	特養介護職員
12月16日	褥瘡について(原因、予防、事例) (介護職員合同研修)	特養介護職員
1月20日	入浴時の事故について (介護職員合同研修)	特養介護職員
2月17日	接遇について (従来型介護職員研修)	従来型介護職員
	認知症について(基本理念等) (ユニット型介護職員研修)	ユニット型介護職員
3月17日	認知症について(基本理念等) 身体的拘束について ハラスメントから虐待について (従来型介護職員研修)	従来型介護職員
	身体的拘束について (ユニット型介護職員研修)	ユニット型介護職員